

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体
の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変
更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

